

川崎市児童ファミリーグループホーム制度実施要綱

平成 21 年 1 月 30 日

19 川健こ家第 1506 号

市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会的養護を必要とする児童に対し、児童ファミリーグループホーム制度を実施することにより、より望ましい養護形態を提供することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、児童ファミリーグループホームとは、一定の資格を有する養育者が独立した家屋において児童と起居をともにし、日常のかつ家庭的な生活を営む養護形態のものであって、次に掲げる施設又は事業をいう。

(1)「地域小規模児童養護施設の設置運営について」(平成 12 年 5 月 1 日児発第 489 号厚生省児童家庭局長通知。以下「平成 12 年厚生省児童家庭局長通知」という。)に基づき運営される地域小規模児童養護施設(以下「施設型ホーム」という。)

(2)「小規模住居型児童養育事業の運営について」(平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331011 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「平成 21 年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知」という。)に基づき運営される小規模住居型児童養育事業(以下「ファミリーホーム」という。)

(対象児童)

第 3 条 この制度における対象児童は、社会的養護を必要とする児童のうち、その成育歴、性向等から、児童ファミリーグループホームで養育することが望ましいと児童相談所長が判断する児童とする。

(定員等)

第 4 条 施設型ホームの定員は、平成 12 年厚生省児童家庭局長通知に定める当該施設型ホームの本体施設(以下「本体施設」という。)とは別に 6 人とし、現員は、常に現員 5 人を下回らないものとする。

2 ファミリーホームの定員は、5 人又は 6 人とする。

(施設型ホームの設備等)

第 5 条 施設型ホームは、平成 12 年厚生省児童家庭局長通知に規定する設備等を備えなければならない。

- 2 施設型ホームは、本体施設から独立した法人等の所有家屋又は地域の民間住宅等を活用し、本体施設から援助が得られる等、常に適切な対応が取れる場所で開催しなければならない。
- 3 施設型ホームは、児童指導員又は保育士の資格を有する専任職員 2 人及びその他の職員（非常勤職員を含む。）を置くものとする。

（ファミリーホームの設備等）

第 6 条 ファミリーホームは、平成 21 年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に規定する設備等を備えなければならない。

- 2 ファミリーホームは、次項に規定する養育者を 1 箇所につき 3 人以上置かなければならない。ただし、2 人目以降の養育者は、次項に規定する補助者（養育者を補助する者をいう。以下同じ。）をもって代えることができる。
- 3 養育者は、養育里親である者（令和 2 年 4 月 1 日時点において養育者であった者は、経過措置として令和 5 年 3 月 31 日までの期間は要件を満たしているものとみなす。）であって、児童福祉法（以下「法」とする。）第 34 条の 20 第 1 項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により養育者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者のうち、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する者をもって充てるものとする。補助者は、法第 34 条の 20 第 1 項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により補助者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者とする。ただし、第 1 号及び第 2 号に該当する者については、平成 21 年 4 月 1 日前における里親としての経験を含むものとする。
 - （1）養育里親として 2 年以上同時に 2 人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - （2）養育里親として 5 年以上登録し、かつ、通算して 5 人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - （3）児童養護施設等において 3 年以上児童福祉事業に従事した者
 - （4）前 3 号に準ずる者として市長が適当と認めた者

（申請）

- 第 7 条 施設型ホームを新たに設置しようとする者は、事業開始 1 箇月前までに、継続して実施しようとする者は、毎年度 3 月 20 日までに児童ファミリーグループホーム指定申請書（第 1 号様式）により申請を行うものとする。
- 2 ファミリーホームを新たに実施しようとする者は、事業開始 1 箇月前までに、継続して実施しようとする者は、毎年度 3 月 20 日までに児童ファミリーグループホーム指定申請書（第 1 号の 2 様式）により申請を行うものとする。

(指定)

第8条 第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、平成12年厚生省児童家庭局長通知、平成21年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知及びこの要綱に定める基準に基づき可否を決定し、指定する場合は、施設型ホームについては児童ファミリーグループホーム指定通知書（第2号様式）、ファミリーホームについては児童ファミリーグループホーム指定通知書（第2号の2様式）により、指定しない場合は、児童ファミリーグループホーム申請結果通知書（第2号の3様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の指定に係る期間は、指定を受けた日（以下「指定日」という。）から当該指定日の属する年度の3月31日までとする。

(申請内容変更の届出)

第9条 児童ファミリーグループホームの指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、指定を受けたときの申請内容に変更が生じたときは、変更の事実があつてから原則として10日以内に児童ファミリーグループホーム変更届出書（第3号様式）により市長宛て届け出なければならない。

- 2 市長は、前項に規定する届出があつたときは、平成12年厚生省児童家庭局長通知、平成21年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知及びこの要綱に定める基準に基づき審査をし、通知する。ただし、基準に満たない場合は、児童ファミリーグループホーム届出結果通知書（第4号様式）により、申請者に必要な是正を求めるものとする。

(指定の取消し)

第10条 市長は、第8条の規定により指定した児童ファミリーグループホームが次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 指定事業者から、児童ファミリーグループホーム指定取消申請書（第5号様式）により指定の取消しの申請があつたとき。
- (2) 入所及び委託児童の養育状況が不良であつたとき。
- (3) 施設型ホームについては、第4条に定める定員数を満たさないとき。
- (4) ファミリーホームについては、正当な理由がないにもかかわらず、入所及び委託児童数の実績が著しく不良なとき又は第4条第2項に定める人数の受入れ体制が確保できないとき。
- (5) 各児童ファミリーグループホームに従事する職員が法第33条の10に定める被措置児童等への虐待を行った事実が生じたとき。
- (6) 第5条及び第6条に規定する設置基準を満たさないとき。
- (7) その他市長が必要と認めたとき。

- 2 市長は、前項第1号に規定する取消しを決定した場合は、児童福祉審議会に報告を行うものとする。
- 3 市長は、第1項第2号から第7号までに規定する取消しを決定する場合は、児童福祉審議会に意見を聴かなければならない。また、この場合において、市長は指定事業者に弁明の機会を与えるものとする。
- 4 市長は、指定の取消しを決定した場合は、児童ファミリーグループホーム指定取消通知書（第6号様式）により指定事業者宛て通知する。

（児童相談所の業務）

第11条 児童相談所は、相談を受けた児童について、児童ファミリーグループホームでの養育が望ましいと判断したときは、第8条の規定により市長の指定を受けた児童ファミリーグループホームに対して入所及び委託の決定を行うものとする。

（経費）

第12条 児童ファミリーグループホームに入所及び委託する児童にかかる保護費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）及び市長が定める「川崎市児童保護措置費等支弁基準」（平成30年3月16日29川ここ福第905号）により支弁するものとする。

（報告書の提出）

第13条 指定事業者は、当該児童ファミリーグループホームの実施状況を当該年度終了後1箇月以内に児童ファミリーグループホーム実施報告書（第7号様式）により市長に報告しなければならない。

（運営規程）

第14条 ファミリーホームの指定事業者においては、運営方針、職員の職務内容、児童への援助内容、入居児童への権利擁護に関する事項等を児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の17に規定する運営規程として定めるとともに、平成21年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に定める事項に留意し、適切に事業を実施しなければならない。

（連絡会）

- 第15条 指定事業者は、この要綱による児童ファミリーグループホーム制度の運営をより充実させるため、指定事業者が主催する連絡会を設置する。
- 2 指定事業者は、実施者は日常的に連携を図るとともに、協力して児童福祉の向上に努めるものとする。

(監査の実施)

第 16 条 市長は、児童ファミリーグループホームの適正な運営を確保するため、必要に応じ指定事業者を実施状況等の報告を求めるほか、現地調査等の監査を実施するものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 1 月 4 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な個所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 27 日から施行する。

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

申請者住所

法 人 名

代 表 者

年度児童ファミリーグループホーム指定申請書

川崎市児童ファミリーグループホーム制度実施要綱第7条第1項に基づき、児童ファミリーグループホームとして指定を受けたいので関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 本体施設名

2 本体施設所在地

3 ホーム名

4 ホーム所在地

5 職員配置（予定）

氏名	年齢	配置状況（○印を記載）	資格要件（○印を記載）
		常勤・非常勤 専任・兼任	児童指導員・保育士・その他（ ）
		常勤・非常勤 専任・兼任	児童指導員・保育士・その他（ ）
		常勤・非常勤 専任・兼任	児童指導員・保育士・その他（ ）
		常勤・非常勤 専任・兼任	児童指導員・保育士・その他（ ）

※ 資格要件の「その他」は具体的に記入

6 家屋設備の状況

住居区分（○印を記載）	一戸建・職員宿舎・アパート・その他（ ）		
所有状況（○印を記載）	自己所有 借家（室）		
建物の構造			
建物面積（全体）	m ²	建物利用面積	m ²
室数	室（和室畳・洋室畳） （うち委託児童の居室数 室 m ² ）		
設備	居間、食堂等相互交流コーナーの設置（有・無）		

7 定 員

（添付書類）

- 1 案内図（家屋設備の状況に変更のない場合、不要）
- 2 建物の平面図（家屋設備の状況に変更のない場合、不要）
- 3 土地、建物の登記の写し（所有の場合）（家屋設備の状況に変更のない場合、不要）
- 4 賃貸借契約書の写し（借家（室）の場合）（家屋設備の状況に変更のない場合、不要）
- 5 資格証明（写し）

第1号の2様式（申請・ファミリーホーム用）

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

住 所

ホーム名

代表者

年度児童ファミリーグループホーム指定申請書

川崎市児童ファミリーグループホーム制度実施要綱第7条第2項に基づき、児童ファミリーグループホームとして指定を受けたいので関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 ホーム名

2 ホーム所在地

3 養育者及び補助者の構成

氏名	配置状況	年齢	生年月日	備考（※）
	養育者・補助者			
	養育者・補助者			
	養育者・補助者			
	養育者・補助者			
	養育者・補助者			

※ 主たる養育者となる者に◎を記入

4 家屋設備の状況

住居形態	一戸建	共同住宅	その他（ ）
所有状況	自己所有	借家（室）	
建物面積	m ²	延べ床面積	m ²
室数	室（和室・洋室・畳）	（うち委託児童の居室数 室 m ² ）	
設備	居間、食堂等相互交流コーナーの設置	（有・無）	

5 定 員

(添付書類)

- 1 案内図（家屋設備の状況に変更のない場合、不要）
- 2 建物の平面図（家屋設備の状況に変更のない場合、不要）
- 3 土地、建物の登記の写し（所有の場合）（家屋設備の状況に変更のない場合、不要）
- 4 賃貸借契約書の写し（借家（室）の場合）（家屋設備の状況に変更のない場合、不要）

第2号様式（指定通知・施設型用）

川 第 号
年 月 日

様

川崎市長

児童ファミリーグループホーム指定通知書

年 月 日付けで申請のあった児童ファミリーグループホームの指定について、
川崎市児童ファミリーグループホーム制度実施要綱第8条に基づき、次のとおり通知します。

なお、申請内容に変更が生じた場合は、変更の事実があつてから原則として10日以内に
第3号様式により届け出てください。

1 ホーム名

2 ホーム所在地

3 定員

4 適用年月日

5 備考

第2号の2様式（指定通知・ファミリーホーム用）

川 第 号
年 月 日

様

川崎市長

児童ファミリーグループホーム指定通知書

年 月 日付けで申請のあった児童ファミリーグループホームの指定について、
川崎市児童ファミリーグループホーム制度実施要綱第8条に基づき、次のとおり通知します。

なお、申請内容に変更が生じた場合は、変更の事実があつてから原則として10日以内に
第3号様式により届け出てください。

1 ホーム名

2 ホーム所在地

3 養育者氏名

4 定員

5 適用年月日

6 備考

第2号の3様式（申請結果通知）

川 第 号
年 月 日

様

川崎市長

児童ファミリーグループホーム申請結果通知書

年 月 日付けで申請のあった児童ファミリーグループホームの指定について、
川崎市児童ファミリーグループホーム制度実施要綱第8条に基づき、次のとおり通知します。

- 1 申請者名
- 2 所在地
- 3 指定しない理由

第3号様式（変更届出）

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

ホーム名

代表者名

児童ファミリーグループホーム変更届出書

川崎市児童ファミリーグループホーム制度実施要綱第9条第1項に基づき、児童ファミリーグループホーム申請内容の変更について届出ます。

1 変更内容 ※該当する項目のみ記入すること。

（1）運営法人名

（2）運営法人所在地

（3）本体施設名

（4）本体施設所在地

（5）ホーム名

（6）ホーム所在地

（7）職員配置

（8）家屋設備の状況

（9）定 員

2 変更理由

3 変更年月日

第4号様式（届出審査通知）

川 第 号
年 月 日

様

川崎市長

児童ファミリーグループホーム届出結果通知書

年 月 日付けで変更届出のあった児童ファミリーグループホーム
について、川崎市児童ファミリーグループホーム制度実施要綱第9条第2項に基づき、
次のとおり通知します。

1 申請者名

2 所在地

3 是正項目

第5号様式（指定取消申請）

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

ホーム名

代表者名

児童ファミリーグループホーム指定取消申請書

川崎市児童ファミリーグループホーム制度実施要綱第10条第1項第1号に基づき、児童ファミリーグループホーム指定の取消しについて、申請します。

1 取消申請内容
（1）ホーム名

（2）所在地

2 取消理由

3 取消年月日

第6号様式（指定取消通知）

川 第 号
年 月 日

様

川崎市長

児童ファミリーグループホーム指定取消通知書

児童ファミリーグループホームの指定について、川崎市児童ファミリーグループホーム制度実施要綱第10条第3項に基づき、次のとおり取消します。

1 ホーム名

2 ホーム所在地

3 実施者氏名

4 取消理由

5 取消年月日